## 村山市の給与・定員管理等について

### 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区	分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質	収	支人	. 件	費	人	件	費	率	(参考)	
		(29年1月1日)	А					В			В/	'Α	27年度の人件費率	
284	₹度	人	千円		千F	9		千円				%		%
		25, 136	13, 033, 883	769	, 811		2, 316, 04	9		17.	8		20. 0	

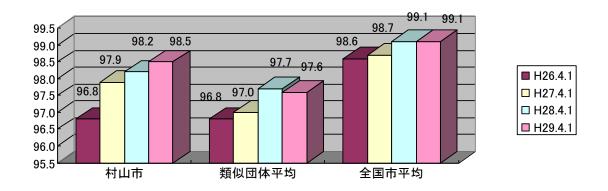
### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

ſ	区	分	職員数	ţ	給			与			費
			Α		給	料	職員手当	期末・	勤勉手当	計	В
	28年	度		人		千円	千円		千円		千円
			253		982,	117	154, 029	376	, 124	1, 512,	270

(参考) 一人当たり	(参考)類似団体平均
給与費B/A	一人当たり給与費
千円	千円
5, 977	5, 774

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、 職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、 国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - ※平成 29 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、①3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、②3 年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

3年前に比べ1ポイント以上上昇しており、また3年連続で上昇しているのは、退職者の増加に伴う昇格者の増加、及び新規職員の採用数減による職員構成状況の高年齢化に起因している。

### (4) 給与改定の状況

①月例給 ※村山市は人事委員会を設置していない。

		人事委員	会の勧告		
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率
	Α	В	A - B	(改定率)	
29年度	円	円	円	%	%
	_	_	( - %)	_	_

	(参考) 国の改定率	
	0.45	%
ı	0. 15	

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した 平均給与月額である。

②特別給 ※村山市は人事委員会を設置していない。

				人	事委員	会の勧告			
区	分	民間の支統	合	公務員の		較差		勧告	年間支給月数
		割合	Α	支給月数	В	A-B		(改定月数)	
29年	度		月		月		月	月	月
		_		_		1		_	_

(参考)	
国の年間	
支給月数	
	月
4. 40	

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給

#### ①給料表の見直し



[(実施) 未実施]

実施内容(引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえた県の見直しに準拠。 技能労務職の給料表についても同様に見直しを実施。

### ②地域手当

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当なし

### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

### (6) 特記事項

なし

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
村山市	42.7 歳	328, 400 円	360,969 円	351, 188 円
山形県	44.1 歳	342, 900 円	422,800 円	369, 300 円
国	43.6 歳	330, 531 円	- 円	410, 719 円
類似団体	42.4 歳	316, 753 円	366, 514 円	340, 895 円

#### ②技能労務職

_	121127177177																	
	_					公 務	員						民	間			参	考
	区 分	平均年	宇齢	職員数		平均給料月額		平均給 <sup>4</sup> 額	₹月	平均給与 額	₹月	対応する民 間	平均年	E齢	平均給与 額	月	A / I	В
	村山市	48. 1	歳	17	人	311, 300	円	341, 800	円	330, 229	円	_	_		_		_	
	うち学校給食員	52. 3	歳	6	人	334, 600	円	347, 717	円	344, 740	円	調理士	40. 5	歳	228, 000	円	1. 53	
	うち用務員	51.9	歳	2	人	289, 800	円	308, 900	円	307, 217	円	用務員	55. 1	歳	207, 300	円	1. 49	
	うち自動車運転手	40.8	歳	2	人	305, 000	円	382, 900	円	344, 917	円	自家用自動車運転者	53. 5	歳	221, 400	円	1. 73	
	山形県	48.8	歳	502	人	336, 800	円	376, 600	円	356, 400	円	_	_		_		_	
	国	50.6	歳	2, 722	人	286, 833	円	_		328, 360	円	_	_		_		_	
	類似団体	50. 7	歳	17	人	306, 316	円	328, 137	円	318, 630	円	_	_		_		_	

		参考								
	区分	年収べー	-ス(試算値)	)の比較						
		公務員	民間 (	C/D						
		(C)	(D)							
Ι.	村山市	_	_	1						
	うち学校給食員	5, 578, 604 円	3, 036, 100 円	1.84						
	うち用務員	5, 022, 300	2, 818, 600 円	1. 78						
	うち自動車運転手	6, 064, 600 円	3, 197, 000 円	1. 90						

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータの平成26年~28年の3ヶ年平均値を使用している。 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度 に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③福祉職

O 12 12 12						
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額		
				(国ベース)		
村山市	45.4 歳	304, 300 円	328, 525 円	310, 144 円		
山形県	一歳	- 円	一	一		
国	42.6 歳	332, 102 円	一	385, 159 円		
類似団体	39.6 歳	281, 757 円	305, 627 円	291,616 円		

### 4消防職

区分	ì	平均年	齢	平均給料月	額	平均給与月	額	平均給与月額	頁
								(国ベース)	
村山市		37. 8	歳	297, 000	円	353, 470	円	325, 893	円
山形県		_	歳	_	円	_	円	_	田
国		_	歳	_	円	_	円	_	円
類似団体		36. (	)歳	278, 907	円	340, 606	円	303, 353	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手 当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされ ているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じ ベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況 (29年4月1日現在)

区	分	村 山 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	182, 100 円	182, 100 円	178, 200 円
	高 校 卒	149, 300 円	149, 300 円	146, 100 円
技能労務職	高 校 卒	146, 700 円	144, 700 円	一 円
	中 学 卒	一 円	131, 700 円	一 円
消防職	大 学 卒	一 円	一 円	一 円
	高 校 卒	153, 800 円	一 円	一 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

区		分		経験年数10年		経験年数20年	F	経験年数25年	F	経験年数30年	
一般行政職	大	学	卒	284, 600	円	357, 400	円	376, 200	円	402, 200	円
	高	校	卒	251, 500	円	325, 700	円	367, 600	円	367, 600	円
技能労務職	峘	校	卒	226, 900	田	304, 900	田	305, 700	田	339, 800	円
	中	学	卒	I	円	I	円	I	田	I	円
消防職	大	学	卒	1	田	1	田	1	田	1	円
	峘	校	卒	272, 775	田	362, 000	团	376, 950	团	388, 500	円

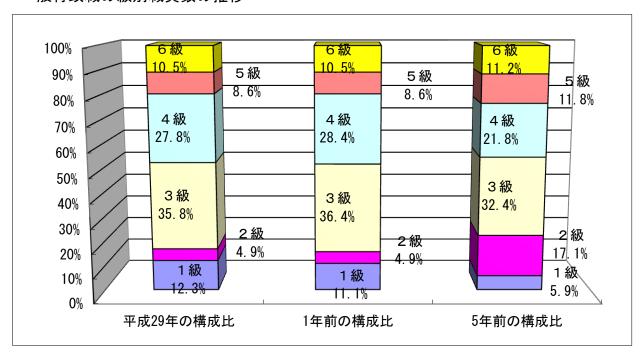
# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

## (1) 一般行政職の級別職員数の状況(29年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		職	制上の段	階
守秘	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 定型的な業務を行う初級職員及び初級消防吏員の職務	20	12.3	主事補 主事	4 15	28	17.3	主事級
	(2) 定型的な業務を行う職員及び消防吏員の職務			技師補計	1 20			
2級	(1) 高度の知識経験を必要とする業務を行う職員の職務	8	4.9	主事技師	7			
	(2) 高度の知識経験を必要とする業務を行う消防吏員の職務			計	8			
3級	(1) 係長の職務	58	35.9	主任	26	26	16.0	主任級
	(2) 保育園の園長及び副園長並びに児童館			係長	31	36	22.2	係長級
	の館長及び副館長の職務			地域専門員	1			
	(3) 地域専門員の職務							
	(4) 消防署の隊長の職務							
	(5) 主任管理栄養士の職務							
	(6) 主任及び消防署の副隊長の職務			計	58			
4級	(1) 主査、館長主査及び園長主査の職務	45	27.8	係長	4			
	(2) 3級の項第1号から第5号に掲げる職務のうち、高度の知識経験に基づき困難な業務			主査	41	41	25.4	主査級
	を行う職務			計	45			
5級	(1) 課長補佐、局長補佐、室長補佐の職務	14	8.6	課長補佐	14	14	8.6	補佐級
				計	14			
6級	[(1) 消防庁の職務	17	10.5	事務局長	1	1		主幹級
	(2) 課長、室長及び主幹の業務			課長	12	16	9.9	課長級
	(3) 消防本部及び消防署の長の職務			事務局長	3			
	(4) 議会、農業委員会及び監査委員各事務局 の長の職務			会計管理者	1			
	(5) 選挙管理委員会事務局の書記長の職務							
				計	17			
	合計	162	100.0		162	162	100.0	

- (注) 1 村山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

## 一般行政職の級別職員数の推移



(注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

### (2) 昇給への人事評価の活用状況(村山市)

	平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分					
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
□.	人事評価を活用していない	(	)	0		
	活用予定時期	平成3	日年度	平成31年度		

## 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当·勤勉手当

村	山	市	山	形	į.	県	玉	]
1人当たり平均支	給額(28年度)	1	1人当たり	平均支給額	〔(28年度)		_	
1, 46	0	千円		1, 686		千円		
(28年度支給割合	(1		(28年度支	(給割合)			(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手	当	期末手	当	勤勉手	当	期末手当	勤勉手当
2.70 月分	1. 50	月分	2. 55	月分	1.65	月分	2.60 月分	1.70 月分
( 1.45 )月:	分 ( 0.55	)月分	( 1.40	)月分	( 0.80	)月分	( 1.45 )月分	( 0.80 )月分
(加算措置の状況	?)		(加算措置	の状況)			(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務	8の級等によるだ	11算措置	職制上の段階	皆、職務の	級等によるカ	0算措置	職制上の段階、職務の組	級等による加算措置
• 役職加算	5 <b>~</b> 15%		• 役職加算	Ę	5 <b>~</b> 20%		• 役職加算 5	5~20%
			・管理職加算	算 15·	~25%		・管理職加算 10~	~25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 勤勉手当への人事評価の活用状況(村山市)

	平成29年度中における運用	管理	職員	一般職員		
1	人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率					
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ(一律)					
□.	人事評価を活用していない	(	)	0		
	活用予定時期	平成32年	≡度6月期	平成32年度6月期		

## (2) 退職手当(29年4月1日現在)

村	山	市		国			
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都行	合	応募認2	定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20. 445	月分	25. 55625	月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29. 145	月分	34. 5825	月分
勤続35年	41.325 月分	49.5900 月分	勤続35年	41.325	月分	49. 5900	月分
最高限度額	49.590 月分	49.5900 月分	最高限度額	49. 590	月分	49. 5900	月分
その他の加算措置	(退職時特別	昇給 なし )	その他の加算措置				
在職時の職務の級に	こ応じ調整額を	加算					
定年前早期退職特別	· 计置(2~30%	<b>。</b> )加算	定年前早期退職特別	別措置(2	<b>2~45%</b> )	加算	
1人当たり平均支給額	千円	19,037 千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当

## (29年4月1日現在)

支給実績	支給実績(28年度決算)							
支給職員1人当たり		-	- 円					
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員							
_	- %		- 人		- %			
地域手当補正後ラスパイレ (ラスパイレス指数)			0. 0 <u> </u>					

# (4) 特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			_	千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(28年度決算)		_	円
職員全体に占める手当支	(28年度)		0. 0	%
手当の種類 (手当数)			0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支	給単価
_	_	_	_	

<sup>※</sup>村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

## (5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	28	年	度	決	算	)	46, 606	千円
職員	員1人	当た	: り <del>-</del>	F均	支 給	年 額	( 28	年 度	決爭	章 )	164	千円
支	給	実	績	(	27	年	度	決	算	)	51, 565	千円
職員	員1人	当た	: Ŋ <u>s</u>	区均	支 給	年 額	( 27	年 度	決拿	( 草	174	千円

## (6) その他の手当(29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実 (28年度決		支給職員1人当7 平均支給年8 (28年度決算	頁
扶養手当	・配偶者10,000円、子8,400円 (配偶者無:うち1人のみ 10,000円)、父母等6,500円 (配偶者無:うち1人のみ9,000円) ・扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		32, 312	千円	213, 987	Ħ
住居手当	・借家 限度額 27,000円 (月額12,000円を超える家賃を 支払っている場合)	同じ		8, 838	千円	238, 865	円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である場合に支給・交通機関利用限度額 55,000円・交通用具使用限度額 25,400円	異なる	・交通機関利用 市と同じ ・交通用具使用 限度額 24,500円 (支給区分が異な る)	13, 291	千円	59, 869	円
管理職手当	・課長 35,000円 ・主幹 15,000円	異なる	管理・監督の特殊性 に基づき、一種から 五種又は本府省課長 補佐に区分し指定される	8, 355	千円	363, 261	円
休日勤務 手当	祝日法による休日等に 勤務した場合 ・100分の135	同じ		13, 163	千円	168, 751	円
夜間勤務 手当	・正規の勤務時間として 深夜に勤務した場合 午後10時~午前5時 100分の25	同じ		2, 315	千円	68, 088	円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主で ある職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ		18, 654	千円	65, 138	円

# 5 特別職の報酬等の状況(29年4月1日現在)

	区	- :	分	給	料		月		額		等
							(参考)	類似団体	におけ	「る最高/最	低額
	市		長		460, 000	円	1, 0	10, 000	円/	460,000	田
給				(	920, 000	円)					
	副	市	長		552, 000	円	80	00,000	円/	325,000	円
料				(	690, 000	円 )					
科	収	入	役	· ·	<del></del>	円	_		円/	_	円
			-	(	_	円)			,		.,
	議		長	`	435, 000	円	50	00, 000	円/	304, 000	円
±p	итх			(	—	円)		, , , , ,	1 17	001,000	' '
報	副	議	長	`	385, 000	円	41	50, 000	円/	264, 000	円
	ш.	D+X	K	,	_	円)	1	30, 000	1.17	204, 000	1,1
栅	議		員	\	260 000		4	20 000	т.	240 000	m
147-1	<b> 武</b>		貝	,	360, 000	円、	4,	20, 000	17/	249, 000	円
	+ -	- m- +		(20左由=	上公中人	円)					
#5	市図	ヹ 町 ホ	寸 長 長		を給割合) ₹額に40%を加算	ことを	2 20	月分			
期	収	市 入	役	干以日川万	6月1〜40 70 で 加昇	した領切	J. 20	ΗЛ			
末手	議		長	/20年度₹	支給割合)						
当	副	議	長		『幅号日/ 『額に40%を加算	[した額の	3. 20	月分			
-	議	итх	員	TINIDATIV		- 0 / C IR 4 /	0. 20	,,,,			
	нъ			(算定方式	<del>†</del> )		(1期の	手当額)		(支給田	寺期)
退	市区	<b>区町</b> 柞	寸長		え <i>)</i> 生職月数×0.56	7		,038, 72			ごと
職	副	市	長		生職月数×0.33			, 962, 72			ごと
手当	収	入	役								_
I≞∣	備		考								

- (注) 1 給料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

# (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

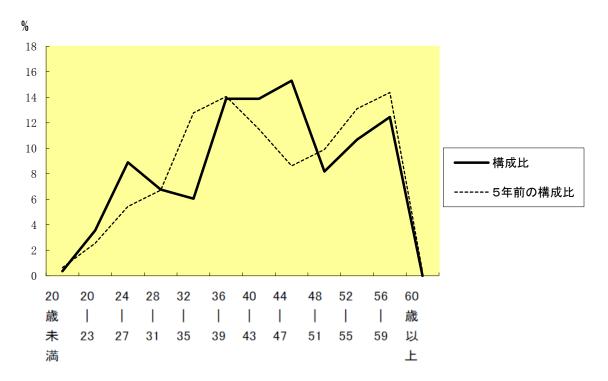
(各年4月1日現在)

		区	職	 員 数		
分	_	_			対前年 増減数	主な増減理由
			平成28年	平成29年		
		議会	4	4	0	
		総務	60	59	Δ1	
		税務	10	11	1	
		民生	47	44	△ 3	児童センター廃止に伴う減
	般	衛生	12	12	0	
	行	労働	2	2	0	
普	政	農林水産	17	16	Δ1	
通	部門	商工	8	8	0	
普通会計部門	' '	土木	16	17	1	
部						<b>&lt;参考&gt;</b>
門		計	176	173	△ 3	人口10,000人当たり職員数 68.83 人
	教育部門					(類似団体の人口10,000人当たり職員数 73.55 人)
		教育部門	34	34	0	
		消防部門	43	42	Δ1	
						<b>&lt;参考&gt;</b>
		小 計	253	249	△ 4	人口10,000人当たり職員数 99.06 人
						(類似団体の人口10,000人当たり職員数 97.41 人)
公		水道	8	7	Δ1	
営		下水道	4	5	1	
企		国保	10	10	0	
門業		介護保険	9	9	0	
会		区画	1	1	0	
公営企業等会計部		小 計	32	32	0	
	<del></del> 合	計	285	281	△ 4	<b>&lt;参考&gt;</b>
	Д	ПI	[383]	[383]	[0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 111.79 人

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

<sup>2 [ ]</sup>内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		≀	≀	≀	≀	≀	₹	≀	≀	₹	≀		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
- 柳貝奴	1	10	25	19	17	39	39	43	23	30	35	0	281

## (3) 職員数の推移

(各年4月1日現在、単位:人・%)

部門区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間 の増減数 (率)
一般行政	194	195	190	184	176	173	△ 21 (△ 10.8)
教 育	40	38	37	37	34	34	△ 6 (△ 15.0)
警察	-	-	-	-	-	-	
消防	42	44	44	44	43	42	0 (0.0)
普通会計計	276	277	271	265	253	249	△ 27 (△ 9.8)
公営企業等会計計	37	34	34	32	32	32	△ 5 (△ 13.5)
総 合 計	313	311	305	297	285	281	△ 32 (△ 10.2)
総合計	313	311	305	297	285	281	△ 32 (△ 10.2)

<sup>(</sup>注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

<sup>2</sup> 合併した団体にあっては、合併前の年については旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

### ①職員給与費の状況

### ア 決算

区	分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			実質収支		職員給与費比率	27年度の総費用に占
		А		В	B/A	める職員給与費比率
28年	度	千円	千円	千円	%	%
		634, 480	70, 942	44, 749	7. 1	7. 4

区分	職員数	給		与	費	一人当たり		
	А	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A		
28年度	人	千円	千円	千円	千円	千円		
	8	30, 280	2, 903	11, 566	44, 749	5, 594		

(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円 6,166

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

### イ 特記事項

(平成29年度 主な給与改定等)

なし

### ②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
村 山 市	39.5 歳	311,050 円	473, 519 円
団体平均	44.4 歳	343, 701 円	513,093 円
事業者	一 歳		- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③職員の手当の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

村 山 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(28年度)	1人当たり平均支給額(28年度)
1,446 千F	月 1,482 千円
(28年度支給割合)	(28年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.70 月分 1.50 月分	一 月分 一 月分
( 一 )月分 ( 一 )月	分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~15%	
ハキン / トナリー エは田幽日にはってから	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

## イ 退職手当(29年4月1日現在)

		<u>'</u>					
	村山市		5	団体	平均		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都	合	勧奨・	定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	_	月分	_	月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	_	月分	_	月分
勤続35年	41.325 月分	49.5900 月分	勤続35年	_	月分	_	月分
最高限度額	49.590 月分	49.5900 月分	最高限度額	_	月分	_	月分
その他の加算措置	(退職時特別昇	給 なし )	その他の加算措置				
定年前早期退職特別	间措置(2~30%)	)加算					
1人当たり平均支給額	一 千円	一 千円	1人当たり平均支給額		15, 855		千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当

### (29年4月1日現在)

支給実績	〔28年度決算〕		_	- 千円	ij	
支給職員1人当たり3	平均支給年額(28		_	- 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般行政職の制度	(支給率	절)
_	- %		一人		<b>–</b> 9	%

## エ 特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)					0	千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(28年度決算)				0	円
職員全体に占める手当支	を給職員の割合(28年度)				0.0	%
手当の種類 (手当数)				0		
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対	付する支	給単価		

<sup>※</sup>村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

### 才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	28	年	度	決	算	)	918	千円
職	員1人	当た	り平	均	支 給	年 額	( 28	年 度	決	算)	131	千円
支	給	実	績	(	27	年	度	決	算	)	995	千円
職	員1人	当た	り平	均	支 給	年 額	( 27	年 度	決	算 )	124	千円

<sup>(</sup>注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

### カ その他の手当(29年4月1日現在)

・配偶者10,000円、子8,400円 (配偶者無:うち1人のみ10,000円)、父母等6,500円 (配偶者無:うち1人のみ9,000円円) ・ 決養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末 ・ 借家 限度額 27,000円 (月額12,000円を超える家賃を支払っている場合)	手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実 (28年度》		支給職員1人当7 平均支給年8 (28年度決算	頁
住居手当	扶養手当	(配偶者無:うち1人のみ 10,000円)、父母等6,500円 (配偶者無:うち1人のみ9,000円) ・扶養親族の子のうち、満16歳	同じ		749	千円	187, 250	円
ある場合に支給 ・交通機関利用 ・交通機関利用 ・交通用具使用 ・ 限度額 55,000円 ・交通用具使用 ・ 限度額 25,400円  管理職手当 ・課長 35,000円 ・主幹 15,000円 ・主幹 15,000円 ・主幹 15,000円 ・主幹 15,000円  体日勤務 手当 ・正規の勤務時間として 深夜に勤務した場合 午後10時~午前5時 100分の25  ま冷地手当 を	住居手当	・借家 限度額 27,000円 (月額12,000円を超える家賃を	同じ		0	千円	0	円
<ul> <li>管理職手当</li> <li>・課長 35,000円</li> <li>・主幹 15,000円</li> <li>株日勤務 手当</li> <li>がは日法による休日等に 勤務した場合 100分の135</li> <li>市 正規の勤務時間として 深夜に勤務した場合 午後10時~午前5時 100分の25</li> <li>東冷地手当</li> <li>本庁所在地4級地 ・ 扶養親族のある職員 17,800円 ある職員 10,200円</li> <li>ま冷地手当</li> </ul> <li>・正規の世帯主で ある職員 10,200円</li> <li>東冷地手当</li>	通勤手当	ある場合に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000円 ・交通用具使用	異なる	市と同じ ・交通用具使用 限度額 24,500円 (支給区分が異な	217	千円	36, 200	田
第一	管理職手当	・課長 35,000円 ・主幹 15,000円	異なる	に基づき、一種から 五種又は本府省課長 補佐に区分し指定さ	420	千円	420	円
では		勤務した場合	同じ		96	千円	31, 937	円
・扶養親族のある職員 17,800円		深夜に勤務した場合	同じ		0	千円	0	円
	寒冷地手当	・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主で ある職員 10,200円	同じ		503	千円	62, 900	円